

令和5年

第12回日の出町

農業委員会議事録

日の出町農業委員会

農業委員会第12回総会日程

令和5年12月25日
役場全員協議会室

1. 開 会

2. 諸報告

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について
- (3) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (5) 日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告について

5. 閉 会

令和5年第12回日の出町農業委員会総会

令和5年12月25日
役場全員協議会室

議席	氏名	議席	氏名
1	青木 崇 君	9	土澤 孝一 君
2	田中 豊弘 君	10	坂本 晴洋 君
3	関根 進 君	11	馬場 敏明 君
5	山崎 茂樹 君	12	野口 隆昭 君
6	松本 哲男 君	13	木住野 佑治 君
7	和田 勝 君	14	辻本 泰啓 君
8	天野 幸次 君	15	神田 功 君

事務局職員

事務局長 坂 井 岳
事務局次長 布 田 努
事務局 宮 林 克 芳

事務局長 定刻となりましたので、只今から令和5年日の出町農業委員会第12回総会を開会させていただきます。
まず初めに神田会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 皆さん、改めまして、こんにちは。
本日は総会を開催したところ、全員の皆様のご出席をいただきました。本日もご審議をよろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。
続きまして、日程3、議事録署名委員の指名及び議事進行につきましては、神田会長にお願いしたいと思います。

会 長 日程3. 議事録署名委員の指名をさせていただきます。9番土澤委員、10番坂本委員よろしくお願いいたします。
それでは、4. 議事に入らせていただきます。
(1) 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (説明)

会 長 事務局の説明が終わりました。
本日、借り手あります株式会社・のAさんに来てもらっていただいておりますので、営農計画等について説明を求めます。

Aさん 今までの作物は、人参、さつまいもを中心にネギ等色々な作物を育てて、親会社の方に販売しております。
今までのような作物だけでは足りず、収入的にも足りないので、積極的に作物を育てていきたいと思いますが、現在考えているのは、ネギ、のらぼう、にんにく、玉ねぎ、人参、トマト、とうもろこし、さつまいも、里芋、大根、じゃがいもとかの栽培の計画を立ててやっていきたいと思っています。
販売先も親会社だけではなく、積極的に販売場所も考えております。以上になります。

会 長 Aさんの説明が終わりました。委員さん方で、意見、ご質問がございましたらありましたら、お願いします。
それでは私の方から、Aさんは農業経験はありますか。

Aさん 農業経験は少しはあります。

会 長 委員さんで何かありますか。馬場委員。

委 員 今後農地の面積と農業機械をどのくらい増やしたいのですか。

A さん 農地の面積はまだ増やそうとは思っておりません。しっかり現在の農地で作物を育てて、現状今でも結構空いている場所がありますので、空いている場所がなくなるように管理していきたいと思っています。

農業機械もまだ増やそうとは思っておりませんが、必要に応じて増やしていきたいと思っています。

会 長 その他、質問等ございますか。坂本委員

委 員 経営計画を作成していると思いますが、赤字になるという今の状況でいくと、何年目から黒字になる計画になっているのですか。

A さん 経営計画は一応立てております。もちろん初年度から4年くらいは赤字の覚悟はしております。5年目くらいから採算が取れるように考えております。

会 長 他にありますか。松本委員。

委 員 賃貸借の設定期間が1年となっておりますが、5年目には黒字にするというお話しですが、1年経ったらその農地を購入するということなんですか。

A さん 現在その予定で進めております。

会 長 他にご質問等ございませんか。

他に質問、ご意見がありませんので、Aさんにはここでご退出していただきます。Aさんにご退出いただきました。

委員さん方、皆さんでご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。松本委員。

委 員 お聞きしたいんですけど、まだ農業法人として登記は済んでないのですか。

事務局 今回農業法人というわけではなくて、農地所有適格法人という形で、登記上は普通の法人会社なので、株式会社なんですけれども、それとは別に農地を購入することができる農地所有適格法人の条件に当てはまるには、1年間の実績がないと、その農地所有適格法人に合致するのか判断できないので、今回これで農業をやって、農地所有適格法人の条件を満たせば、農地を購入できるという形です。あくまで、法人としては普通の一般の株式会社になり、登記は済んでおります。

会 長 他に何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。ないようですので、(1) 議案第 1 号地法第 3 条の規定による許可申請について、許可としてよろしい委員さんは挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

会 長 挙手多数ですので、本案件は許可といたします。
続きまして、(2) 議案第 2 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画 (案) について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (説明)

会 長 事務局の説明が終わりました。
地区担当は松本委員さんです。説明をお願いいたします。

委 員 先日、宮林主任と一緒に現地を確認して参りました。場所は案内図をご覧くださいと思います。
ハウスの周辺は、結構草があつたりなんかしております。ハウスの中は現状葉菜類が植わっておりますが、ハウス全部に作付されているわけではありません。耕作的には問題ありませんが、このような感じで経営できるかなという危惧はあります。以上です。

会 長 委員さん方でご意見、ご質問がありましたらお願いします。
ご意見、ご質問がないようですので、(2) 議案第 2 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画(案) について、決定としてよろしい委員さんは挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

会 長 挙手多数ですので、本案件は決定といたします。
続きまして、(3) 議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (説明)

会 長 事務局の説明が終わりました。
地区担当は関根委員さんです。説明をお願いいたします。

委員 12月20日の水曜日に宮林主任と一緒に現地を見させていただきました。場所は案内図をご覧くださいと思います。当該地は、取付道路的な物は何もございませんし、重機が入るような状況にはこの場所はなっておりません。

当該地の営農状況といたしましては、畑の真ん中に栗の木が植えられており、小松菜、白菜、のらぼう等の作物が綺麗に畑に植えられております。

周辺の営農状況といたしまして、皆さん綺麗に畑をやられております。皆さんご審議よろしく願いいたします。

会長 事務局及び関根委員さんの説明が終わりました。

本日、譲受人でありますBさんに来てもらっていただいておりますので、営農計画等について説明していただきたいと思います。

Bさん 現在、耕作している場所は傾斜地なものですから、作る物は限られますが、今まで作った物は葉物が一番多いんですけど、今ですとほうれん草、白菜等葉物類は大体の物は作っています。残った傾斜地は、柑橘類とかミカン、レモン、キウイフルーツ等をやっていこうと思っています。

会長 Bさんの説明が終わりました。委員さん方で意見、質問等ありましたらお願いします。ご質問がないようですので、Bさんにはご退出をお願いいたします。Bさんにご退出していただきました。

委員さん方でご意見、ご質問がございましたらお願いします。ないようですので、(3)議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について、許可としてよろしい委員さんは挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

会長 挙手多数ですので、本案件は許可といたします。

続きまして、(4)議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (説明)

会長 事務局の説明が終わりました。

地区担当は田中委員さんです。説明をお願いいたします。

委員 議案第4号の現地確認のご説明を申し上げます。12月21日に宮林主任と現地を視察して参りました。場所は案内図をご覧くださいと思います。

周辺の営農状況は、耕作はされていないのですが、どの土地も綺麗に草が刈られております。当該地もそのような状況で、草刈りが綺麗になされておりました。

周辺の営農への影響につきましては、重量ブロックで土留め等を施工される計画があるようですので、特別問題はないと思われます。以上です。

会 長 委員さん方で意見、質問がありましたらお願いします。
ご意見、ご質問がないようですので、(4) 議案第 4 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、許可としてよろしい委員さんは挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

会 長 挙手多数ですので、本案件は許可といたします。
続きまして、(5) 日の出町農業委員会会長専決規程第 4 条による報告について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (会長専決処理報告 第 5 条届出 1 件)

会 長 事務局の説明が終わりました。
只今の報告につきまして、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。意見、質問がないようですので、(5) 日の出町農業委員会会長専決規程第 4 条による報告とさせていただきます。
以上を持ちまして、本総会の日程は終了いたします。

署 名

番

番